

職員の処分について

生活保護事務における不適切な事務処理及び窓口における収納金等の不適切な取扱いの2つの事案とは別に、さらに2つの事案について、平成28年12月21日付けで職員の懲戒処分及び行政措置処分を実施しました。実施した職員の処分に係る事案の概要については、以下のとおりです。また、各事案の処分内容は、別紙のとおりです。

1 通勤手当の不適正受給に係る職員に対する措置について

通勤手当の不適正受給については、平成27年12月に通勤届と通勤実態との一致を確認する調査を実施した際に、職員16名について実際の負担金額よりも多い金額を通勤手当として受給していたことが判明しました。

このため、職員考査委員会に諮問し、平成28年5月19日に同委員会において審議した結果、「本来であれば通勤方法を変更した場合に届出する義務に反する行為があったことは事実であるが、悪質な故意性は見られず、さらに周知のあり方や過去のチェック体制を思料した場合、懲戒処分を行うべき性質のものではないとの結論に至った」との答申をいただきました。その後、任命権者において、行政措置処分を行った経過があります。

上記経過があったことから、職員課としても周知方法を徹底する必要があると判断し、全職員向けに注意喚起を促すため「通勤経路及び方法と通勤届について」通知を行いました（平成28年3月31日、4月4日、6月1日）。その後、9月1日付けで「通勤の現況確認について」各管理職等に依頼し、実態調査を行うとともに、職員課としても聴き取りを行った結果、7名の職員について疑義があることが明らかになりました。

この7名に対し、職員課で再度聴き取りを行い、現況等を確認したところ、2名については悪質性があると認められたことから、別紙のとおり懲戒処分を実施したものです。

また、懲戒処分ではありませんが、再任用職員であったため昨年12月の調査では対象外であり、その後の全庁的な周知について把握していなかった職員については、悪質性までは認められなかったため、別紙のとおり行政措置処分を実施しました。

なお、残りの4名については、長期派遣職員や新規採用職員で昨年12月以降の一連の調査を受けておらず、周知の機会が少なかったことを踏まえ、行政措置処分は行っておりません。ただし、今後は十分に注意する必要があることから、各所属長から注意喚起を行っています。

2 勤務時間中に公用車を私的利用した職員に対する措置について

本年 10 月 12 日に環境部環境センター担当職員が勤務時間中に私的目的のため横浜駅西口近くまで公用車で出かけました。

当該職員及び所属への聴き取り調査から、勤務時間中に公用車を私的利用したことに加え、供述を二転三転させるとともに、運転日誌の走行距離を改ざんするなど悪質な点がありました。

一方で、当該職員の普段の勤務態度等から単発的な行為であったと思料されました。

以上の状況を踏まえ、別紙のとおり懲戒処分を行ったものです。